

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 至 令和 8 年 3 月 31 日

I. 事業活動基本方針

平成 24 年度より公益社団法人としてスタートしてから 12 年が経過し、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動は定着しつつあり、令和 7 年度はこれまでの実績を元に、更に進化を求めた事業展開を積極的に取り組んで行くこととしたい。

主として、「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として各種事業活動に対して積極的に取り組んでいく事を基本方針とする。

また、納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与すること。また、新公益法人制度に基づき、新潟県連、県内単位会と連携し公益目的事業に積極的に取り組むこととする。

特に法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強運動の推進等以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修会・セミナー事業

この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化してきているため、そのポイント、また税制改正に伴う改正点等を的確に理解することである。

この事業の内容は、会員を含めた不特定多数の方々を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善、中小企業の DX 推進などを目的とした研修会やセミナーを開催することであり、開催時には、税に関する資料・教材を配布して税知識の一層の普及啓発を図ることである。

(2) 租税教育事業

この事業の目的は、将来を担う子供たちに租税教育を行うことである。

この事業の内容は、小学校で租税教育用グッズ、DVDを使用し、子供たちに“税の大切さ”“税金のしくみ”“税金の使われ方”を学んでもらう「租税教室」を開催することである。その中で、管内小学校 6 年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を引続き開催し、税に関する意識を高める事業とする。

また、小学生だけでなく、中学生に対しても税知識を向上させるため、管内中学校に“税に関する資料”を配布して、税に対する知識を向上させることである。

(3) 講演会事業

この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じられるように目指すことである。

この事業の内容は、会員企業はもとより、一般企業・一般市民にも幅広く参加を募りテーマに則した講演会を開催することである。

(4) 税に関するの広報事業

この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促す事である。

この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報、税の啓発や「e-Tax」の普及PR活動を掲載することと、その広報誌を市の公共施設や金融機関窓口に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知する。

また、イベント会場で、税に関するクイズや税制についてのリーフレット等を用いて、市民から税に関心をもってもらう事業も実施する。

(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行って提言を行う事である。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことであることから、国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。このことについては、各種説明会やセミナーにおいて参加企業担当者への周知により推進する。

(7) 添付書類も含めたe-Taxの普及及び定着についての取り組み

納税者の利便性向上、税務行政の効率化推進に協力するため、会員企業に対し、添付書類も含めたe-Taxの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組について周知する。

また、会員企業は、添付書類も含めてe-Taxにより申告書を提出いただくよう、関与税理士に働き掛けを行う。

2. 地域社会への貢献事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

この事業の目的は、地域社会への政治経済情勢の情報、健康の情報、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等など広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催すること

である。

インターネットセミナー(オンデマンド)を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で役立てて戴くことである。

(2) 地域の社会福祉に関する事業

この事業の内容は、各種講演会・セミナー・並びに地域社会貢献活動として開催する講演会・セミナー・親睦ゴルフコンペ・地域のイベントの開催時に、家庭で不要となったタオル・古着等の収集活動を実施し、収集したタオル・古着等を社会福祉協議会や介護福祉施設等へ寄贈することにより、地域社会に貢献する事業である。

3. 組織強化・福利厚生に資する事業

(1) 組織強化・基盤の安定

会員数は、法人会の組織・財政の基盤である。

よって、公益性拡大の観点から、全法人の過半数の加入を目指し、会員数の確保に向けて会員拡大のための施策を行う。

また、極めて厳しい社会・経済状況の下で、会員数も減少傾向であるが、組織の強化・充実を図るため会員増強月間を設定し、役員の率先した参画や指導のもと新規加入促進を図るとともに、退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

さらに、公益法人となったことにより加入が可能となった「賛助会員」も併せて入会の促進に努め、基盤の安定化を図る。

(2) 福利厚生事業

会員企業の福利厚生に資するため、また、法人会の財政基盤の安定化を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

提携保険会社のキャンペーン等に協力し、会員企業を守るための福利厚生制度の拡大と手数料収入の増加を目指した推進を行うこととする。

(3) 支部等事業

令和7年度から地区会の再編により合併することで、9つの地区会が3地区会となるが、今後も公益法人会計基準に従い本部との会計一元化を遵守し、公益事業を主とした事業活動を積極的に行い、引き続き会員増強を各地区会で図って行く。

(4) 青年・女性部会の充実

「青年部会・女性部会(指針)」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」を推進する。

また、引き続き法人会公益事業の大きな柱である「税」に関する活動を中心に、租税教育活動、社会貢献活動を積極的に進める。

(5) 広報活動の充実

社会貢献活動などを通して地域の活性化に努め、法人会の知名度を向上させるとともに、ホームページの充実、ポスターの掲示、公共施設・金融機関等への機関誌の配置、地元新聞

への掲載を充実させ、税に関する情報・法人会の活動内容を不特定多数の方々に周知する。

4. 会員支援事業と親睦事業並びに友誼団体との連携強化

(1) 会員支援事業

当法人会では会員支援の一環として、会員企業の経理業務に永年従事され、功労のあった方に対し、優良経理担当職員表彰状と記念品を贈呈し、より一層の納税協力活動の推進者を育成する。

(2) 会員親睦事業

異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行う。

また、会員等に限定した研修会・講習会等の事業を行う。

(3) 友誼団体との連携強化

本会の活動に関する所管公庁、他の税務協力団体との連携を強化する。

5. 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法に則り諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。

新公益法人制度の改正、新会計基準への移行など新制度に則ったガバナンスを構築し、事務局の基盤強化に努める。

また、事務局員が全法連・局連・県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上を図るとともに、コンプライアンスの強化に努める。

6. その他本会において実施することが必要と認める事業を行う。